

第 1 号・第 2 号全課程（基本研修＋実地研修）の内容について

1 構成

(1) 基本研修（第 1 号・第 2 号共通）

- ① 基本研修（講義） 8 日間 50 時間
 ② 筆記試験 1 日間 1 時間

基本研修（講義）の修得状況の確認のため、次のとおり筆記試験を実施します。

- ・ 出題形式 択一式問題
- ・ 出題数 30 問
- ・ 試験時間 60 分
- ・ 合格判定基準等 筆記試験の正解率が 9 割以上の受講者を合格とし、正解率が 9 割未満の受講者は、基本研修（演習）に進むことができません。

※合格者は試験後に「実地研修」における提出書類に関する説明・オリエンテーションを受講いただけます。（90 分程度）

- ③ 基本研修（演習） 3 日間

- ・ 口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順） 5 回以上
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順） 5 回以上
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者への手順） 5 回以上
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下の手順） 5 回以上
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形の手順） 5 回以上
- ・ 経鼻経管栄養 5 回以上
- ・ 救急蘇生法 1 回以上

喀痰吸引等の技術を安全に実施できない場合は、実地研修に進むことができません。喀痰吸引については人工呼吸器装着者（開放式＜着脱コネクター＞、開放式＜吸引用穴付きコネクター＞、閉鎖式のコネクターすべてに対応）を対象とした手順で演習を行います。胃ろう又は腸ろうによる経管栄養については、滴下及び半固形に対応した手順で演習を行います。

(2) 実地研修

ア 第 1 号研修

次の行為を必要回数以上行わなければなりません。

- ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 10 回以上
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 20 回以上
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 20 回以上
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方） 20 回以上※
- ・ 経鼻経管栄養 20 回以上

※ 滴下及び半固形の手順を両方実施する場合は、それぞれ 20 回以上の回数を実施する必要があります。

イ 第 2 号研修

次の行為の中で申込み時に申請された行為（4 行為以内）について必要回数以上行わなければなりません。

- ・ 口腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 10 回以上
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 20 回以上
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順又は人工呼吸器装着者への手順） 20 回以上
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下又は滴下及び半固形の両方） 20 回以上※
- ・ 経鼻経管栄養 20 回以上

※ 滴下及び半固形の手順を両方実施する場合は、それぞれ 20 回以上の回数を実施する必要があります。

※ 実地研修先及び実地研修の講師について

<実地研修先の確保>

実地研修は、原則として受講者が所属する施設・事業所等で実施することとなりますが、所属する施設・事業所等で実施できない場合は、他に実施できる施設・事業所等を確保する必要があります。

実地研修では、実際の利用者に対して、医療行為である喀痰吸引等を介護職員が行うことから、安全・適正に実施するため、必ず以下の書類をもって受講決定後に確認します。

- (1) 利用者（家族）の同意書の写し及び医師の指示書の写し
- (2) 喀痰吸引研修に対する実地研修先の承諾書

<実地研修の講師の確保>

実地研修の講師は、受講者又は受講者が所属する施設・事業所等で確保する必要があります。

次に該当する者を確保することが難しい場合は、必ず、今年度の第1号・第2号講師養成課程に申込み、実地研修の講師を確保してください。

- ・ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知)による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 「平成24年度喀痰吸引等指導者講習(第一号、第二号研修指導者分)の開催について」(平成24年5月18日 社援基発0518第1号社会・援護局福祉基盤課長通知)による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成24年度～平成25年度 福岡県喀痰吸引等研修(伝達講習)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・ 平成26年度～平成28年度福岡県喀痰吸引等研修(第1号・第2号講師養成課程)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

2 応募要件

福岡県内の施設・事業所等が「第1号・第2号全課程（基本研修＋実地研修）」、「第1号・第2号実地研修課程」及び講師確保のために必要となる「第1号・第2号講師養成課程」の受講希望者を取りまとめて申込みこととし、受講希望者が次の①～⑤のいずれの要件も満たすこと。

- ① 受講希望者が不特定の者に特定行為を実施しようとする者であること。
- ② 受講希望者が希望する研修の全ての課程を受講できること。
- ③ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修先を確保できること。
- ④ 取りまとめを行う施設・事業所等が実地研修の講師を確保できること。
- ⑤ 修了証書及び認定証の交付に関する書類審査会への参加が可能であること。

※ 実地研修終了後に提出する下記の書類について審査会を実施します。

（開催日時・場所については研修内にてご案内いたします。）

- ・実地研修評価票
- ・実地研修日誌
- ・認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
- ・社会福祉法及び介護福祉士法附則4条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ・住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの）

3 募集定員

北九州会場 50人

福岡会場 50人（計100人）

※ 第1号・第2号全課程の受講者の合計数を100人とします。

※「平成29年度福岡県喀痰吸引等研修説明会の開催について」（平成29年5月18日29高ケ推第461号）において、第1号研修及び第2号研修の基本研修会場を福岡地区、北九州地区、筑豊地区、筑後地区としておりましたが、福岡地区と北九州地区の2会場のみの開催とします。

4 研修日程及び会場

別添「平成29年度福岡県喀痰吸引等研修（第1号・第2号）全課程カリキュラム」参照

5 受講費用

- ① 受講料 無料
- ② テキスト代 2,160円
『改訂介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』 中央法規出版
(2016年11月20日初版第4刷発行)
- ③ 保険料 2,800円
(保険料内訳)
 - ・ スポーツ安全保険 800円 (基本研修(シミュレーター演習)時に適用)
 - ・ 施設所有者賠償責任保険 2,000円 (実地研修時に適用)

※ お支払方法については、受講決定後お知らせいたします。